

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月12日
【事業年度】	第25期（自平成23年9月1日至平成24年8月31日）
【会社名】	株式会社ジェイアイエヌ
【英訳名】	J I N C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 仁
【本店の所在の場所】	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号 住友不動産原宿ビル20階
【電話番号】	03-6406-0120（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 中村 豊
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年11月29日に提出いたしました第25期（自平成23年9月1日至平成24年8月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

注記事項

（税効果会計関係）

2 財務諸表等

注記事項

（税効果会計関係）

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

【注記事項】

(税効果会計関係)

(訂正前)

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年8月31日)	当連結会計年度 (平成24年8月31日)
法定実効税率	40.43%	40.43%
(調整)		
住民税均等割	6.30	3.68
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.44	0.20
特定同族会社の留保金課税額	2.47	2.50
評価性引当額	5.74	0.81
その他	0.07	1.84
税効果会計適用後の法人税等の負担率	55.31	49.46

(訂正後)

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年8月31日)	当連結会計年度 (平成24年8月31日)
法定実効税率	40.43%	40.43%
(調整)		
住民税均等割	6.30	3.68
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.44	0.20
特定同族会社の留保金課税額	2.47	2.50
評価性引当額	5.74	0.81
その他	0.05	1.84
税効果会計適用後の法人税等の負担率	55.43	49.46

2【財務諸表等】

【注記事項】

(税効果会計関係)

(訂正前)

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年8月31日)	当事業年度 (平成24年8月31日)
法定実効税率	40.43%	40.43%
(調整)		
住民税均等割	6.04	3.53
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.43	0.19
特定同族会社の留保金課税額	2.43	2.44
評価性引当額	4.83	0.07
その他	0.22	1.74
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>53.93</u>	<u>48.26</u>

(訂正後)

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年8月31日)	当事業年度 (平成24年8月31日)
法定実効税率	40.43%	40.43%
(調整)		
住民税均等割	6.04	3.53
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.43	0.19
特定同族会社の留保金課税額	2.43	2.44
評価性引当額	4.83	0.07
その他	0.11	1.74
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>54.05</u>	<u>48.26</u>